

梅花女子大学 大学院 心理臨床学専攻修了生の公認心理師受験資格について

9月16日の公認心理師法の施行を受け、本学でも公認心理師カリキュラムに対応すべく現在準備中です。その中で修了生・在校生の皆様より受験資格などについてのお問い合わせを色々頂いておりますので、以下のようにご説明申し上げます。

1. 公認心理師受験資格区分(各行のA～Gは、表1に対応)

＜公認心理師法 第7条＞該当者

①Aルート：学部で指定の科目を修めて卒業→大学院で指定の科目を修めて修了した者

②Bルート：学部で指定の科目を修めて卒業→一定期間の実務経験を積んだ者

③Cルート：①②と同等と認められた者

＜公認心理師法 附則第2条第1項＞該当者

④Dルート：第1号

施行前に大学院の課程を修了した者であって、定められた科目を修めた者
(大学院をすでに修了した人)

⑤Dルート：第2号

施行前に大学院に入学した者であって、定められた科目を修めて修了した者
(大学院に在学中で、これから修了する人)

※大学院の指定の科目読替一覧は表2

⑥E,Fルート：第3号および第4号

(現在、学部在学中で、これから卒業して大学院・実務経験に入っていく人)

＜公認心理師法 附則第2条第2項＞該当者

⑦Gルート：施行の際、現に公認心理師法第2条に掲げる行為を業として行っている者で

(1)講習会を受講した者

(2)5年以上の実務経験がある者

いわゆる「現任者」枠

2. Gルートについて

省令で定める施設での5年間の実務経験→講習会の受講。

5年間常態として、週1日以上の実務経験。施設の代表者による証明書の提出が必要。ボランティアであっても施設代表者が反復継続意思を持って従事するボランティアを実務経験として認めるなら実務経験として捉えてよい。

3. どのルートに適合しているかの判断

現任者向け講習会を受けるかどうかについて、現時点で要件を満たしているか否かについては、大学教務部発行の成績証明書にて、各自添付の読替科目の単位を取得しているかどうかで判断。成績表が手元にある人はそれで照合。

ただし、実際に受験する際には、各自で要件を満たしていると判断して受験申請するのではなく、受験時に大学に要件確認の申請が必要。現時点ではまだこのフォーマットが厚労省から発表されていないため、実際の確認がどのような形になるのかは未定。

4. 経過措置で受験資格を得る場合、試験を受けられるのは法律の施行から5年以内という制限があるのはGルートの現任者枠だけ。Dルート該当者には5年以内という制限はない。

5. 現任者講習会はGルート該当者しか受けられないということはない。また、現任者講習会は一度受講すれば法施行後の5年間有効。

6. その他公認心理師関連について厚労省HPにて最新情報をチェックしておいてください。

表1. (公認心理師現任者講習会受講申込案内より)

<http://certified.shinri-kenshu.jp/support/seminar.html>

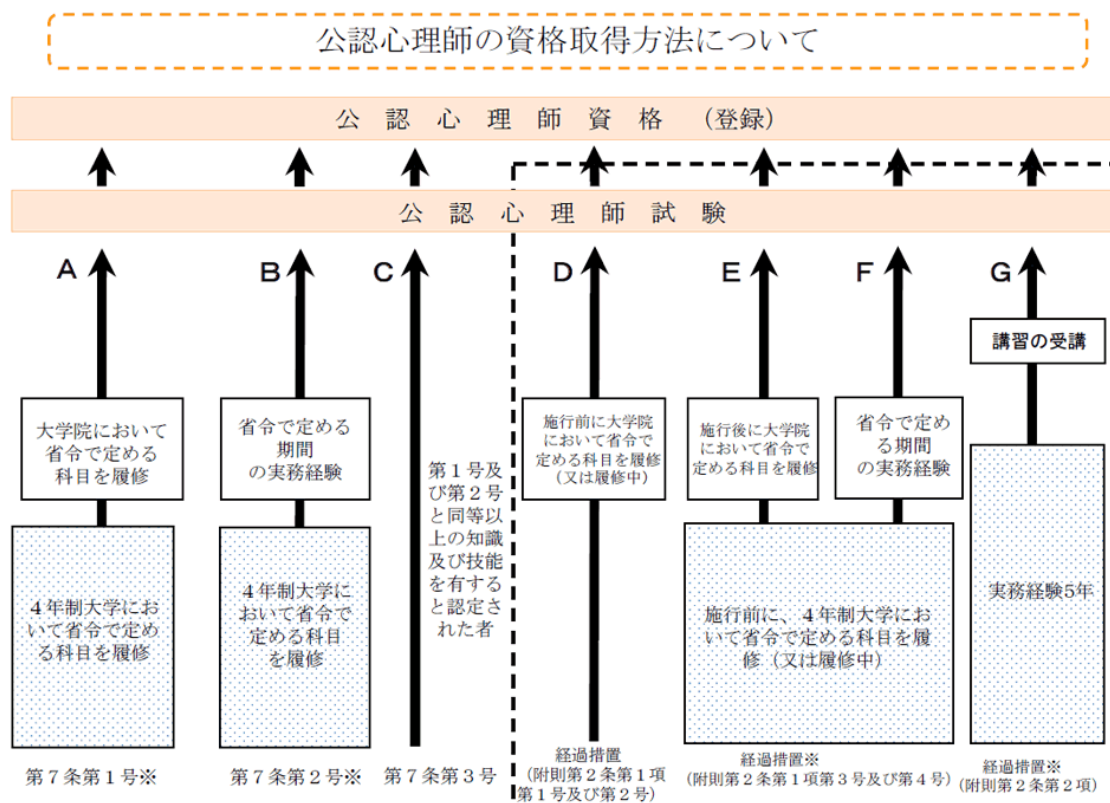


表2 梅花女子大学大学院 心理臨床学専攻 公認心理師対応 修了生向け科目読替表

	公認心理師科目		本学読替授業科目名	受験資格要件
I	①	保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論、心身医学特論	I (①～⑤): 主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目→①精神医学特論あるいは心身医学特論を含む3科目以上相当を修める
	②	福祉分野に関する理論と支援の展開	障害児(者)心理学特論	
	③	教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論	
	④	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	該当なし	
	⑤	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	社会心理学特論	
II	⑥	心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習 I	II (⑥～⑨): 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助などについての理論に関する科目→⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める
	⑦	心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論 I	
	⑧	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論	
	⑨	心の健康教育に関する理論と実践	発達心理学特論	
III	⑩	心理実践実習	臨床心理地域援助学演習・医療領域	III (⑩): 実習科目→相当する科目を収める(時間は問わない)。本学設定の4科目の実習いずれか一つでも良い。 ※臨床心理実習 I は臨床心理実習でも可
			臨床心理地域援助学演習・福祉領域	
			臨床心理地域援助学演習・学校領域	
			臨床心理実習 I	